

<報道発表資料>

令和 8 年 4 月 2 2 日
京都市産業観光局農林振興室

令和 8 年度「京都市危険木等伐採支援事業」申請受付開始

京都市では、道路や民家等に隣接する森林で、枯れた木や大きく傾いた木など、市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木について、自治会等が未然に伐採するために必要な経費の一部を支援する「京都市危険木等伐採支援事業」を実施しています。

この度、令和 8 年度の申請の受付を開始します。

【受付期間】

令和 8 年 4 月 2 7 日（月）～令和 9 年 1 月 2 9 日（金）

※申請額が予算に達した場合、期間途中で受付を終了することがあります。

【事業概要】

● 補助対象経費

森林法第 5 条に規定する地域森林計画の対象森林内に存在し、「危険木判定基準」に合致する樹木（危険木）の伐採及び現場集積に要する経費

● 補助内容

補助対象経費の 7 5 %以内（土地 1 筆当たりの上限 3 0 万円）

● 交付の対象者

- (1) 危険木を所有する方
- (2) 危険木により住宅に直接的な被害を受ける恐れのある方
- (3) 自治会等
- (4) 森林組合

【事業実施の流れ】

- ①危険木が所在する区役所・支所に事業計画書を提出してください。
- ②事業計画の承認後、産業観光局農林振興室※に補助金交付申請書を提出してください。
- ③補助金交付決定後、事業着手してください。

※危険木の所在が右京区京北地域の場合、京北・左京山間部農林業振興センター
（電話：0 7 5 - 8 5 2 - 1 8 1 7）に提出してください。

【危険木判定基準】

本事業では、以下の表に該当する樹木を「危険木」とします。

| 区 分 | 症 状 |
|-----|--|
| 空 洞 | 樹幹に空洞があり、概ね幹周の1/3以上又は幹径の1/3以上の深さまで達している。 |
| 亀 裂 | 樹幹に亀裂が見られ、樹径の1/3以上の深さまで達している。 |
| 腐 朽 | 樹幹又は根元（樹自体）にキノコが生えている。 |
| 枯 れ | 紅葉期又は落葉期以外に、葉の大部分が変色又は落ちている。 |
| 病虫害 | 樹幹に食痕が見られ樹皮が剥がれている。根元にフラス（木くず）が堆積している。 |
| 傾 倒 | 周囲の樹木に比べて、不自然に大きく（概ね20度以上）傾いている。 |

<お問合せ先>

- ・事業計画書の提出に関するお問合せ先

危険木が所在する地域の区役所・支所の地域力推進室にお問い合わせください。

- ・北区役所地域力推進室（電話：075-432-1197）
- ・左京区役所地域力推進室（電話：075-702-1021）
- ・東山区役所地域力推進室（電話：075-561-9105）
- ・山科区役所地域力推進室（電話：075-592-3066）
- ・右京区役所地域力推進室（電話：075-861-1784）
 ※京北出張所以外の右京区
- ・右京区役所京北出張所（電話：075-852-1811）※右京区京北地域
- ・西京区役所地域力推進室（電話：075-381-7157）
 ※洛西支所以外の西京区地域
- ・西京区役所洛西支所地域力推進室（電話：075-332-9185）
 ※西京区大枝・大原野・御陵の一部地域
- ・伏見区役所地域力推進室（電話：075-611-1295）
 ※深草・醍醐支所以外の伏見区地域
- ・伏見区役所深草支所地域力推進室（電話：075-642-3125）※深草地域
- ・伏見区役所醍醐支所地域力推進室（電話：075-571-6105）
 ※醍醐・日野・石田・小栗栖地域

- ・事業全般に関するお問合せ先

京都市産業観光局農林振興室（担当：森林利用係）

電話：075-222-3346